

監査報告書

平成19年 6月 8日

独立行政法人森林総合研究所

理事長 鈴木和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所

監事 林 良興

監事 木下紀喜

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人林木育種センターの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18事業年度の会計及び業務について監査を行いました。

その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から事業の報告を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、本所及び育種場における業務の状況等を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、独立行政法人林木育種センターの財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類は、指摘すべき事項は認められません。
- (4) キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人林木育種センターのキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人林木育種センターの行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 決算報告書は、指摘すべき事項は認められません。
- (8) 事業報告書は、独立行政法人林木育種センターの業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (9) 財務諸表、決算報告書及び事業報告書に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。

以 上